税・経営・生活関連情報誌

甲府法人会たより

「税に関する絵はがきコンクール」
甲府法人会長賞
受賞作品





めざします。企業の繁栄と社会への貢献

令和8年10月

第172号

題字 関 会長

法人会 消費税期限内納付 推進運動

友だち追加をお願いします!
甲府法人会 公式 LINE

主な内容

「税に関する絵はがきコンクール」受賞者インタビュー
サッカー教室＆税金教室
富士山クリーン作戦
女性部会の活動
青年部会の活動
令和9年度税制改正に関する提言
法律相談
税務相談

URL. https://www.kofu-hojinkai.jp　E-mail. info@kofu-hojinkai.jp



～未来を作る税のチカラ～

税に関する絵はがきコンクール
受賞者インタビュー

甲府法人会長賞

甲斐市立敷島北小学校
6年　三浦栞歩（みうらしほ）さん

表紙に掲載の「税に関する絵はがきコンクール」で「甲府法人会長賞」に選ばれました甲斐市立敷島北小学校6年の三浦栞歩さんにインタビューをしました。

三浦さん、受賞おめでとうございます。絵はがきとても上手でしたね。小さいときから絵を描いたりするのは好きで得意でした？

三浦さん　好きでした。絵の習い事はしていませんが、小さいときから家で描いていました。

「甲府法人会長賞」という、一番上手だった大賞に選ばれました。今の気持ち聞かせてください？

三浦さん　受賞したことを聞いたときびっくりしました。とてもうれしいです！

「税」に関して描いてもらいましたが、「税金の使いみち」を書くのに工夫した点がありましたか？

三浦さん　「税の使いみち」はみんなの生活の安心や、教科書の無料配付や、公園の整備や、警察官のパトロールなどを周りに書きました。

作品の「こだわり」はありますか？

三浦さん　一番こだわったところは中央のレシートに税金の使いみちを書いたことと、レシートの日付を「税を考える週間」の始まる日にしたところです。

そして、上下にある『未来を作る税のチカラ』の字の色を未来につながるように『虹の架け橋』をイメージして虹色にしたとこです。

11月11日の「税を考える週間」を知っていたのですか？

三浦さん　調べて知りました。もしも税金がなかったら？や、学校にもたくさん税金が使われているんだなと感じました。

この絵を描く前と後で「税金」について感じ方は変わりましたか？

三浦さん　税金がないと、学校を建たり、色々なことをするためにお金がかかってしまうので、すごく大事なものだなって思います。

そして、税金をきちんと納めていない人もいるらしいので、みんながきちんと税金を納めてほしいなと思っています。

この絵はがきを見てご家庭の方は何と言ってくれましたか？

三浦さん　「税金をレシートで表現したりして、税についてわかりやすく書いているね！」と言われました。

本日はありがとうございました。あらためまして受賞おめでとうございました。



「税に関する絵はがきコンクール」と、「小学生の税に関する習字展」の表彰式は11月14日にイオンモール甲府昭和で開催します。表彰式の詳細は次号（令和９年１月発行）に掲載します。

山梨県連・県内4法人会共催「サッカー教室&税金教室」

～ヴァンフォーレ甲府」が指導～

9月19日、ＪＩＴリサイクルインクスタジアムにおいて「サッカー教室&税金教室」を開催し、山梨県内の17のサッカーチーム２１８名の小学生が参加しました。

この活動は、租税教育活動と社会貢献活動の一環として山梨県法人会連合会と県内４法人会共催で開催しました。当日の運営には、甲府法人会青年部会の部会員が参加協力しました。

サッカー教室に入る前に、税の啓発活動としてクイズ形式による「税金教室」を行い、『今年のワールドカップで、日本がグループリーグで戦った3ヶ国のうち、消費税が一番高い国はどこでしょう?』など「税」について楽しく学んでもらいました。

また、サッカー教室では、ヴァンフォーレ甲府のプロ選手とアカデミーコーチに講師を担当していただき、プロ選手の技術指導のほか、児童とプロ選手のミニゲームも行い、憧れのプロ選手とのふれあいを楽しんでいました。



▲参加者の皆様



▲児童とプロ選手のミニゲーム



開会式▲



▲閉会式であいさつする大木部会長



税金クイズ▲

「富士山クリーン作戦」に参加

8月1日、山梨県側の富士山五合目周辺～六合目で「富士山クリーン作戦」が実施されました。県内外から50団体・個人あわせて約960人が参加し、甲府法人会からは女性部会を中心に37名が参加しました。

富士吉田市の富士北麓公園で行った出発式では、富士山をきれいにする会の野口英一理事長をはじめ、環境省関東環境局の庄司真憲局長などが、参加者に向けて激励の言葉を述べました。

出発式の後、富士山五合目に移動し、法人会は五合目ロータリー周辺で清掃活動を行いました。登山道周辺にはペットボトルや空き缶などが散見され、1時間半の活動でクリーン作戦全体では合計60㌔のごみを回収しました。

清掃活動後は五合目で女性部会の皆様が差し入れしてくださった手料理を頂き、とても美味しく、話しにも花が咲き楽しい時間を過ごせました。

美しい富士山を後世に残していくための活動に参加でき、また会員の皆様と交流を深めることができた一日となりました。



参加者の皆様



五合目でランチ





ごみ拾いの様子

女性部会 ハーブドレッシング作り教室

女性部会では、９月10日に甲府法人会館において「ハーブドレッシング作り教室」を開催し、17人が参加しました。

アロマテラピーアドバイザーの岸本敏子氏を講師としてお迎えし、無農薬栽培のハーブを使用した風味豊かなハーブドレッシングの作り方を学びました。

ハーブの香りに包まれ穏やかなひとときを過ごし、実りある交流となりました。



青年部会が甲府税務署長を表敬訪問

９月１日、青年部会の正副部会長が甲府税務署の表敬訪問を行い、７月に着任されました小熊署長をはじめ、幹部職員の方々にご挨拶させていただきました。

大木部会長から、昨年開催した「全国青年の集い山梨大会」に対するご支援のお礼と、青年部会の活動への引き続きのご指導ご協力のお願いをしました。

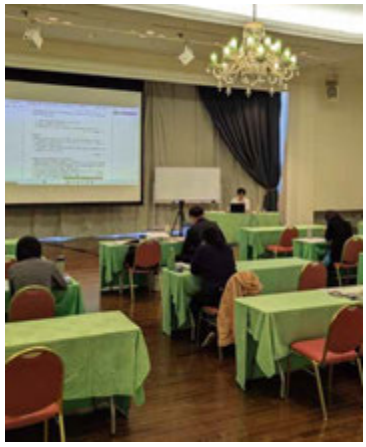


８月～10月に開催した説明会

源泉部会講習会

第２回（８月27日）…講師：仲村清俊　社会保険労務士

第３回（９月17日）…講師：堀内健太郎　甲府税務署国税調査官



決算法人説明会

（９月２日）…講師：能登　光　甲府税務署上席国税調査官、堀内健太郎　甲府税務署国税調査官、中島　星　山梨県よろず支援拠点コーディネーター



新設法人説明会

（９月15日）…講師：鈴木　博之　税理士、能登　光　甲府税務署上席国税調査官、堀内　健太郎　甲府税務署国税調査官、後藤　真吾　山梨県よろず支援拠点コーディネーター



法人関係税制改正セミナー

（10月６日）…講師：能登　光　甲府税務署上席国税調査官、堀内　健太郎　甲府税務署国税調査官



青年部会

東京局連３県連部会長サミットに参加

10月13日、横浜市の横浜ＢＵＮＴＡＩにおいて「東京局連３県連部会長サミット」が開催され、甲府法人会青年部会から5名が参加しました。これは神奈川県・千葉県・山梨県の３県の法人会青年部会（合計36会）の部会長、副部会長を中心に集まり、研修及び交流を図ることを目的としています。

当日は、全国法人会総連合の青年部会連絡協議会から大貫会長をはめ副会長の方々、３県の法人会青年部会員の総勢２３０名が集いました。

第１部のサミットでは、全国の法人会青年部会で推進をしている「財政健全化のための健康経営プロジェクト」の一環として、「大人の体力測定・運動会」を行いました。

体力測定では『握力』、『30秒椅子立ち上がり』、『長座体前屈』、『閉眼片足立ち』の４種を行い、その場で総合評価の結果が出て、自分の体力の現状を知ることができました。さらに、健康経営の視点からのひとりひとりへの未来にむけたメッセージも得ることができました。

運動会では、『二人三脚』、『借り物競争』、『綱引き』など、日頃の運動不足を解消すると同時に、他県の青年部会員と一緒に競技を行うことでコミュニケーションの活性化も図ることができました。

第２部の懇親会では他の県連や単位会と事業や課題の情報共有を行うとともに、主催者の神奈川県連の部会員による生バンドのスペシャルライブも披露されました。



総勢230名の参加者



綱引きをする細田副部会長と小原副部会長



借り物競争をする大木部会長



選手宣誓をする大木部会長



神奈川県連の部会員による演奏



運動会終了後に山梨県内のメンバーにて

令和９年度　税制改正に関する提言

公益財団法人　全国法人会総連合

全国法人会総連合では、各県連から提出された税制改正に関する意見を取りまとめ、９月18日の理事会において、「令和９年度 税制改正に関する提言」を決議しました。

この決定された提言内容の実現に向けて、山梨県法人会連合会においては、山梨県選出の国会議員と山梨県及び県議会、甲府法人会においては、管内の自治体（甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町）及び議会に対して、10月から12月にかけて提言活動を実施していく予定です。

本紙には提言の要約を掲載します。

令和９年度税制改正スローガン

○社会保障に充てる消費税の減税には慎重な検討が必要
中小企業への影響を軽減する万全の措置を！

○本格的な給付付き税額控除の早期導入に向け、
社会保障国民会議は制度設計の具体化を急げ！

○事業主の過度な社会保険料負担を抑制し、
着実な賃上げを促す税制改正措置を！

○本格的な事業承継税制を創設し、
地域経済の担い手の中小企業を引き継げ！

基本的な課題

Ⅰ 税・財政改革のあり方

社会保障財源に充てることが定められている消費税の減税を巡っては、物価高対策としての効果が不透明とされている。物価高対策としては中低所得者に一定の給付措置を早期に講じる方が有効である。また、飲食料品の消費税率を１％に引き下げた場合、減収分と給付金を合わせた財源が明確に示されていない懸念も解決されていない。さらに事業者は消費税減税を実施する２年間のためにレジシステムの変更や社員教育等を強いられるなど、費用や人手の面を含めて負担が大きい。法人会はかねて政府・与党に対し、消費税減税には慎重な対応を求めてきたが、中小・零細企業に配慮した万全の措置を講じるように強く訴える。また、２年で減税を終えるように努めるべきである。

1．財政健全化に向けて

財政健全化は国家的な課題であり、財政の持続可能性を高めるために本格的な歳出・歳入の一体的な改革を進めることが重要である。今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には莫大な財政需要が発生することが予想される。そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするためにも財政健全化は欠かせない取り組みである。

(1)政府は「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針２０２６）で財政健全化という文言を使わず、積極的な財政政策を打ち出した。財政健全化目標についてはこれまでの「プライマリーバランス（ＰＢ）の黒字化」に代え、国・地方の総債務残高を国内総生産（ＧＤＰ）比で安定的に引き下げる方針に改めた。ＰＢ黒字化は「債務残高対ＧＤＰ比の低下に向けて確認する指標とし、その安定的低下と整合するよう複数年で管理する」とした。官民で３７０兆円超の投資を目指す成長戦略を実現するため、予算編成に関する各省庁の概算要求基準も見直した。こうした見直しが無駄な予算の膨張につながらないように歳出全体を厳しく監視することが必要である。

(2)長期金利の上昇が続けば、将来的にはインフレによる税収増よりも国債の利払い費の方が増えることが想定される。インフレ傾向が強まる中で今後、金利の上昇で国債の利払い費増は必至だが、国債の信認が揺らげば、さらなる金利の高騰を招いて経済成長を阻害することも考えられる。政府と日銀は健全な関係を構築し、金融市場の動揺を招かない細心の財政・金融政策を求める。

(3)防衛力の抜本強化に関しては、２０２７年度までの５年間で防衛費を総額43兆円まで増やす方針を決めている。ただ、追加支出の大半は防衛増税に加えて、歳出改革や決算剰余金

の活用で捻出するとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境は厳しさを増しており、着実な防衛力整備に向けて自然増収に依存しない安定財源の確保が欠かせない。

2．社会保障制度に対する基本的考え方

「骨太の方針２０２６」は社会保険料について、「現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指す」と明記した。政府はこの目標の実現に向けて具体的な行程表を作成する方針を示しており、実効的な社会保障改革につなげる必要がある。中小企業に着実な賃上げを促すためにも、事業主の社会保険料負担も同時に軽減すべきである。

（1）少子化対策は本来、消費税で対応すべきであり、その対策は現金給付よりも保育所や学童保育等の環境整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。また、社会保障国民会議は、飲食料品に対する消費税率、給付付き税額控除のあり方について議論しているが、社会保障のあり方についても同時に幅広く議論し、社会保険料の引き下げ策を検討しなければならない。

（2）企業の年収の壁への対応策として「支援強化パッケージ」が講じられているが、一時的な措置にとどまっている。中小企業の雇用実態を考慮した、安定的な制度の構築が必要である。

（3）中小企業における事業主の社会保険料負担は、賃上げに伴い年々増加している。事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第３号被保険者制度の問題を含めて税と社会保障を一体的に議論すべきである。

（4）医療は成長産業と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を進めることが重要である。また、社会保障給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリック（後発医薬品）の普及に向けて安定した供給体制を確立する必要がある。薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などのさらなる拡充も欠かせない。

（5）介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者との間でメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直す。また、生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など厳格な運用が求められる。

3．行政改革の徹底等

国・地方の財政健全化は、歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき、自ら身を削って行政改革に取り組まなければならない。

（1）国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を求める。また、調査研究広報滞在費（旧文通費）や政務活動費等の適正化。

（2）厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員配置と、能力を重視した賃金体系の導入などによる人件費の抑制。

（3）「第２の予算」とも呼ばれる特別会計と各省庁が管轄する独立行政法人の無駄の削減。

（4）官業に対してＰＤＣＡ（計画・実行・評価・改善）サイクルを確立し、事業のチェック等を継続的に実施することを求める。また、積極的に民間活力を導入した民需主導の自律的な経済成長。

4．マイナンバー制度について

与野党の国会議員で構成する社会保障国民会議は、給付付き税額控除の制度設計を議論しており、まずは現金給付を先行導入する方向が示されている。円滑な現金給付を実施するためにも政府は、マイナンバーカードの取得と公金受取口座の登録を引き続き促す必要がある。

社会保障と税、災害対策となっていた利用範囲はマイナンバー法等の改正によって一部拡大されたが、これをどこまで広げるかは今後の課題である。世帯所得を正確に把握できるようになれば、真に支援が必要な世帯に限定して現金を給付する措置を講じることも可能となる。その際、正確な所得を把握するためにマイナンバーと全金融機関の紐付けについても検討する必要がある。

5．今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①少子高齢化や人口減少社会の急進展②デジタル化や働き方の多様化③グローバル競争とそれがもたらす所得格差の拡大など、経済・社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性――などにどう対応するかという視点を踏まえ、経済の持続的成長と雇用の確保に向けて税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

Ⅱ 経済活性化と中小企業対策

中小企業は地域雇用の受け皿としてだけでなく、我が国のサプライチェーン（部品の供給網）の担い手としても欠かせない存在である。そうした企業が優秀な人材を確保して事業を安定的に継続するためには、本格的な事業承継税制の創設に加え、企業自身がデジタル化を推進し、生産性の向上に努めることも重要である。

また、中小企業の活性化を促し、地域の中で存在感を発揮してもらうことは、

地域経済の活力を取り戻すことにもつながる。地方創生の観点からも政府と地元自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

1．中小企業の活性化に資する税制措置

(1)法人税率について

近年、大法人に適用される法人税率を引き上げる動きがあるが、厳しい経済情勢などに鑑み、慎重に検討することを求める。

(2)法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15％（本則19％）を本則化すべきである。また、昭和56年以来、８００万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、黒字中小企業の平均所得を踏まえ１，６００万円程度に引き上げるように求める。

なお、軽減税率の特例は、リーマン・ショックの際の経済対策として時限的に設けられた措置ではあるが、中小企業は依然として賃上げや物価高への対応に苦慮していることから、上記見直しが直ちに困難な場合は、令和９年３月末日となっている適用期限を延長すること。

(3)中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

中小企業の技術革新や研究開発など経済活性化に資する税制措置については、制度を拡充したうえで本則化するように求める。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、中小企業の厳しい経営環境を踏まえ「中古設備」を含める。それが直ちに困難な場合は、令和９年３月末日となっている適用期限を延長すること。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、取得価額要件を50万円未満まで引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計３００万円）を撤廃して全額を損金算入とすること。また、従業員基準が段階的に縮小（１，０００人以下→５００人以下→４００人以下）されていることから、見直すことを求める。

③スタートアップのための、きめ細やかな財政・税制支援が必要である。

(4)中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、中小企業等の設備投資を支援する措置については適用要件を緩和するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った設備導入では、計画認定手続きを弾力的に対処するなど、使い勝手の向上を図ること。

なお、「中小企業経営強化税制」「中小企業防災・減災投資促進税制」「先端設備等導入計画に基づく固定資産税の特例措置」は、令和９年３月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長するように求める。

(5)償却資産に対する課税の見直し

固定資産税における償却資産に対する課税は、企業の設備投資意欲を阻害する要因ともなっていることから、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含めて抜本的に見直すことを求める。

(6)中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和

中小企業向け賃上げ促進税制について、経営環境が厳しい中小企業の持続的な賃上げを支援する観点から、適用要件の緩和や制度の拡充を図るとともに、令和９年３月末日となっている適用期限の延長を求める。

(7)中小企業の事務負担軽減

事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強靭ではない中小企業にとって重い負担となっていることを政府は認識する必要がある。また、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業のＤＸの推進につながるような税・財政上の支援を求める。

2．事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の受け皿などとして大きく貢献している。中小企業経営者の高齢化も進んでいる中で、中小企業が相続税の負担等によって次世代に円滑な事業の承継ができなければ、そうした企業が保有する独自の技術やサービスが失われ、ひいては我が国の経済・社会の根幹が揺らぐことになりかねない。

(1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

中小企業を安定的に存続させて地域の雇用を守るためにも、特に事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産とは切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。

(2)取引相場のない株式の評価の見直し

国税庁では、会計検査院の所見を受け取引相場のない株式の評価制度のあり方について検討を行っているところであるが、評価制度を見直すにあたっては、取引相場のない株式は上場株式と異なり、換金性に乏しい点なども総合的に考慮し、事業承継税制と一体で検討する必要がある。

(3)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

特例制度の適用期限の延長を求める。延長されないのであれば、これまでの一般措置は使い勝手が悪く適

用件数が低調であることを踏まえ、上記（1）の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、一般措置の適用要件（対象株数、納税猶予割合、雇用確保要件等）を特例制度並みに大幅に緩和するとともに、手続き面の簡素化を図ること。

3．消費税への対応

社会保障国民会議では、中低所得者の生活を支援する「給付付き税額控除」の導入に向けた議論が行われているが、制度設計にあたっては軽減税率やインボイス制度のあり方についても深掘りした議論が求められる。

（1）インボイス制度が導入されたが、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策を講じるべきである。

（2）消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

Ⅲ 地方のあり方

地方の活性化を促すには、東京一極集中の是正が急務である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を練り上げ、民間主体の創意工夫を駆使することで新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければ、真の活性化にはつながらない。また、東京都と地方の税収格差も拡大しており、地方に対する税財源の配分のあり方については実態を検証した上で、あるべき姿を慎重に検討する必要がある。

（1）少子化を背景に大学の整理・統合が検討されているが、地方のものづくりを支える観点からも人材育成の拠点として地方大学を位置付け直す必要がある。

（2）地方自治体は、広域行政による効率化について検討すべきである。また、基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図り、財政基盤の強化につなげながら行政能力の向上に資する対策が求められる。

（3）ふるさと納税は不断の見直しが欠かせない。寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるように事務手数料のあり方等を含め、制度設計を見直す必要がある。

Ⅳ 自然災害への対応

東日本大震災の復興については、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。

最近の令和8年熊本地震や能登半島地震では最大震度7を記録しており、大規模な地震や台風、ゲリラ豪雨などの自然災害が相次いで発生している。これまでの大地震などの経験を踏まえながら、被災者に寄り添った適切な生活支援に加え、きめ細かな「なりわい支援」を展開するように求める。また、特定非常災害以外の自然災害においても5年間は損失額を繰り越すことが出来るようにするため、雑損控除と切り離した新たな控除制度を創設し、被災地の着実な復旧・復興に向けて取り組まなければならない。

Ⅴ その他

1．申告納税手続きの合理化

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税や市町村民税、法人事業税の申告納税手続きは、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

また、国税電子申告（e-Tax）と地方税の電子申告（eLTAX）の利用件数は年々拡大してきているが、制度の一層の利便性向上と、システムの連携または一体化すること等により、さらなる促進を図ること。

2．環境問題への対応

政府は2050年までに温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする「カーボンニュートラルの実現」を目指しており、その中間に位置する2030年に温室効果ガスの排出量を「46％削減（13年度比）する」との目標を国際公約として掲げている。

令和5年5月にGX推進法が成立し、「GX経済移行債」を発行して脱炭素に向けた民間投資を進めるとともに、その償還財源として二酸化炭素の排出量に応じて企業に負担を求める「カーボンプライシング」が導入された。今年4月には大手企業を対象にして、二酸化炭素の排出量の過不足を売買する「排出量取引制度」も導入された。

地球温暖化対策は先進国や途上国を含めて重要な課題であるが、その費用　負担も冷静に見極める必要がある。特にエネルギー転換には多額の設備投資が必要となり、中小企業にとって負担は重い。政府はカーボンプライシングの政策効果や、家庭や企業におけるエネルギー価格の負担のあり方等について今後、継続的に検証する必要がある。

3．租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納付はもちろんのこと、その使途についても厳しく監視することが極めて重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割について、必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

法律相談

【法律相談Q&A】

成年後見制度について



古屋法律会計事務所
弁護士 古屋俊仁

Q

Q1　法定の成年後見制度はどのようなものですか。
Q2　法定成年後見制度について大きな改正が行われたと聞きましたが、どのような内容のものか教えてください。

A

法定成年後見制度は、判断能力の不十分な人を保護する制限行為能力者制度の一つです。成人の行為能力を制限する制度としては、成年後見制度のほか、保佐制度、補助制度が法定されています。判断能力が不十分といっても、その程度は一様ではありませんので、判断能力の欠缺の大きい順に、成年後見制度、保佐制度、補助制度を使い分けることになります。成年後見制度は、不動産の売買や遺産分割協議、施設の入所の際に利用が検討されることが多いといえます。

成年後見制度は、事理を弁識する能力を欠く常況にある場合に利用されるものです。家庭裁判所に申立てを行い、成年後見の審判を受けると、保護者として成年後見人が選任され、日用品の購入など日常生活に関する行為以外は単独で行うことができなくなります。

保佐制度は、事理を弁識する能力が著しく不十分な場合に利用されるものです。その審判を受けると、保護者として保佐人が選任され、金銭の借入れや不動産の売買、贈与など民法に定める一定の重要な行為については、保佐人の同意等を得なければ行うことができなくなります。

補助制度は、事理を弁識する能力が不十分な場合に利用されるものです。その審判を受けると、保護者として補助人が選任され、家庭裁判所の審判で補助人の同意を要するとされた行為については、補助人の同意等を得なければ行うことができなくなります。

このように、成年後見制度は、判断能力を欠く常況にある人を保護する制度ですが、制約が大きく、本人にとって必要な範囲を超えて行動の自由を奪われる場合があることや、制度利用の動機や課題が解決したり、家族の支援が受けられるようになったりして制度利用の必要がなくなった場合でも、判断能力が回復しない限り法的制限が継続することなどが問題点として指摘されていました。

また、令和4年10月に公表された国連の障害者権利委員会による総括所見では、障害者権利条約12条に関連し、精神障害者や知的障害者の法的能力の制限を許容することや意思決定を代行する制度を永続することについて懸念が示され、勧告が行われました。

このような状況の下、法定成年後見制度の見直しが行われ、本年6月に制限能力者制度を大幅に改正する法律が成立しました。

改正法では、成年後見制度と保佐制度を廃止し、本人の必要に応じて、個別に同意を要する事項や保護者に代理権を付与する事項を決定する制度（補助制度）に一元化しました。これにより、利用動機を踏まえて、必要な範囲で制度を利用することが可能となり、本人の行動の自由を過剰に制限することを避けられるようになりました。あわせて、特定補助人を付する仕組みを設けることで、症状が重いなど本人が事理を弁識する能力を欠く常況にある場合には、法定の重要な財産行為について取り消すことを可能とする制度を選択することもできるようになっており、本人の保護に欠けることのないよう配慮がされています。

また、本人の事理弁識能力が回復していない場合でも、制度利用の必要がなくなったと家庭裁判所が認めるときは、制度利用を終了することができる仕組みも設けられており、制限が永続的に続くこともなくなりました。

これらの新しい制度がいつから施行されるのかは現時点では決まっていませんが、今後、改正法の公布日である令和8年6月24日から2年6月を超えない範囲において、政令で具体的な施行日が定められることになります。



税務相談

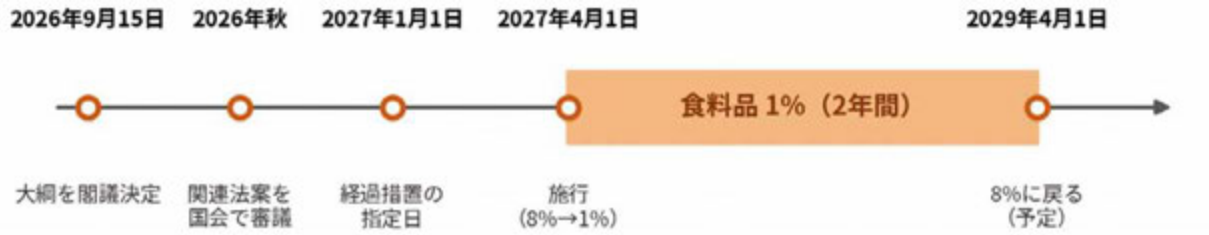
飲食料品の消費税が1％に？

－ 会社は何を準備すればいい？ －

東京地方税理士会甲府支部
税理士　仙洞田　陽

政府は令和８年９月15日、飲食料品の消費税率を令和９年４月１日から２年間、８％から１％に引き下げる大綱を閣議決定しました。実施されれば、会社には経理・システム・契約など幅広い対応が必要になります。本稿では、今から確認しておきたいポイントを整理します。なお、関連法案は本稿執筆時点ではまだ成立していません。

図1　今後のスケジュール（予定）



1　何が１％になる？

１％になる範囲は、現在の軽減税率（８％）の対象と同じです。「今８％の飲食料品が1%になる」と考えれば分かりやすいでしょう。税率は次の３つに分かれます。

税率	対象	会社の取引での例
1%	飲食料品（酒類・外食・ケータリングを除く）。テイクアウトや出前も含みます	会議用の弁当やお茶、来客用の菓子、取引先への贈答用の食品、食品の仕入れ
8%	新聞の定期購読（週２回以上発行のもの）／経過措置の対象となる取引（２参照）	事業所で定期購読している新聞
10%	上記以外のすべて（標準税率）	事務用品、事業用の家賃、水道光熱費、接待での飲食（外食）、酒類、医薬品・医薬部外品、新聞の電子版

2　会社の実務は何が変わる？

「うちは食品を売っていないから関係ない」とは限りません。**会議費・福利厚生費・交際費などの経費に、１％・８％・10%の支払いが混在します。**

- 会計ソフトに１％の税区分を追加し、経費精算の入力ルールを社内に周知しましょう。
- 受け取った請求書や領収書の税率を確認し、１％・８％・10%を正しく区分して経理しましょう。
- 締め日が４月１日をまたぐ請求書（例：３月16日～４月15日分）には、８％と１％が混在します。

【４月１日をまたぐ取引】

飲食料品の販売では、原則として請求日や支払日ではなく、「商品の引渡し日」で税率を判定します。

- ３月31日までの引渡し：８％
- ４月１日以後の引渡し：１％

※施行前に販売した商品の返品や値引きは、８％で処理します。

【経過措置（4月以後も8%が続く取引）】

次の取引は、４月以後も８％が適用されます。年内に契約更新やカタログ印刷を行う場合は、早めに確認しましょう。

- 令和９年１月１日前に契約し、４月１日前に代金を受け取った一定の定期供給契約（先払いの定期便など）

● １月１日前に販売条件を提示し、４月１日前に申込みを受けた一定の通信販売（お中元･お歳暮のカタログ販売など）

※契約書やカタログに「４月以後は１％による」旨を定めておけば、１％になります。

【価格表示・システム】

値札・メニュー・ECサイト・見積書の切替えや、レジ・受発注システムの改修が必要です。改修には時間がかかるため、早めに見積りを取りましょう。

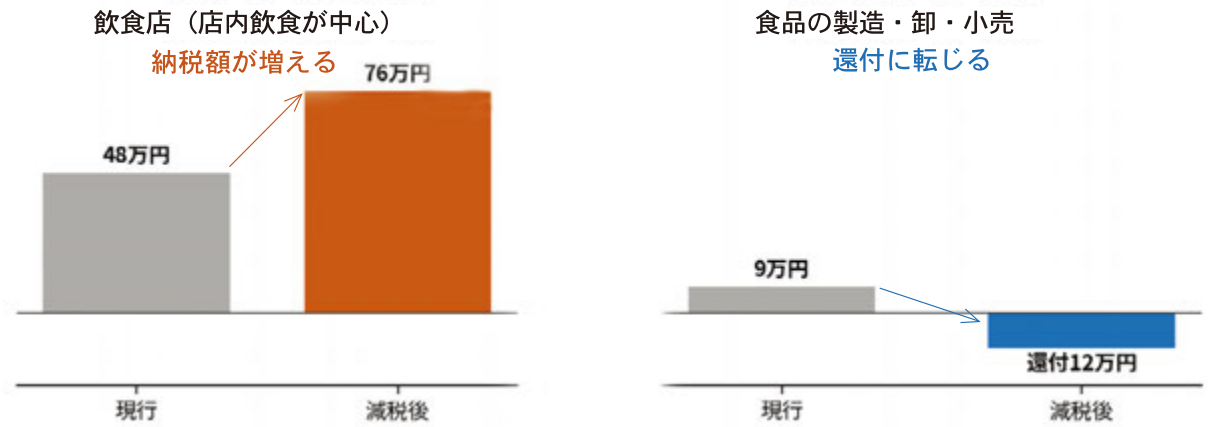
3　飲食店・食品事業者への影響

特に影響が大きいのは、飲食店と食品を販売する会社です。簡単な数値例で比べてみます(一般課税の場合)。

図２　消費税の納税額の変化（年額・試算例）

※単純化した試算例です。実際の納税額は各社の取引内容等によって異なります。

（前提）飲食店：店内売上1,000万円・食材仕入400万円・その他経費200万円
／食品販売：売上1,000万円・商品仕入700万円・その他経費150万円（いずれも税抜・年額）



【飲食店（店内飲食が中心）】

売上は10%のままですが、食材の仕入れが１％に下がるため、差し引ける消費税が減り、納税額が増えます。また、テイクアウトとの税率差が２ポイントから９ポイントに広がるため、店内飲食と持ち帰りの区分がより重要になります。

【食品の製造・卸・小売】

売上は１％になる一方、電気代・家賃・物流費・設備投資などは10%のままなので、消費税の還付が生じやすくなります。還付は申告後に受けるため、それまでは資金を立て替える形になります。

なお、簡易課税を適用する事業者にも特例が設けられる予定で、１％対象の飲食料品の売上については、その売上税額と同額を仕入税額として控除する取扱いとなる予定です。一般課税と簡易課税のどちらが有利かは事業者ごとに異なるため、事前の試算が重要です。

【税務上の届出にも注意】

一般課税・簡易課税の選択や課税期間の短縮によって、納税額や還付の時期が変わる可能性があります。届出には期限があるため、早めに税理士へ相談しましょう。

4　今から準備しておきたいこと

今から確認しておきたいチェックリスト

☐ 自社の売上・経費に１％対象の取引があるか確認
☐ 会計ソフト・レジ・受発注システムの対応を確認
☐ 契約書・請求書・価格表示の切替えを確認
☐ 納税額・還付額への影響を試算
☐ 必要な届出と期限を税理士に確認

２年後の令和11年４月には８％に戻る予定で、同じ作業がもう一度必要になります。今回の対応を記録に残しておくと、戻るときの負担を減らせます。

※本稿は令和８年10月時点で公表されている大綱および国税庁の資料に基づいています。国税庁の資料は法案が成立した場合の内容であり、国会審議により変わる可能性があります。具体的な対応にあたっては、最新の公表資料をご確認のうえ、顧問税理士にご相談ください。

飲食料品に係る 2年間の消費税率引下げについて

国税庁
令和8年9月

本リーフレットは、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」(令和8年9月15日閣議決定)において示された改正案の内容を説明したものです。この内容は、今後、法案が国会に提出され、審議を経た上で可決・成立した場合のものです。

令和9年4月1日から令和11年3月31日までの2年間、飲食料品に係る消費税率が1%(国・地方合計)に引き下げられます。

1 対象品目と適用税率

- 税率1%の対象とされるのは、**飲食料品の販売**及び保税地域から引き取られる飲食料品となります。
  - ✓ この範囲は、**令和9年3月31日以前において税率8%の対象である飲食料品の範囲と同様**です。対象品目の詳細については、**軽減税率制度Q&A(個別事例編)**をご覧ください。
- 適用税率(令和9年4月1日から令和11年3月31日まで)は次のとおりです。

	飲食料品	新聞の定期購読	その他
消費税率(地方消費税率を含む)	1%	8%	10%

税率の適用に当たり、次の経過的な取扱いが設けられます。

2 税率変更に伴う経過的な取扱い

- 税率が引き下げられる令和9年4月1日以後に行われる飲食料品の販売であっても、一定の**定期供給契約**や**通信販売**に基づくものについては、**これまでどおり税率8%が適用**されます。
  - ✓ 税率1%を前提として「契約等をしていることが確認できる場合」や「契約等が変更された場合」を除きます。

売上げに係る税額より**仕入れに係る税額が大きくなる場合**、課税事業者として一般課税(本則課税)で申告することで、**消費税の還付**を受けられます。
今回の改正では、必要な届出書の提出時期について、次の特例が設けられます。

3 免税事業者から課税事業者になるための届出に関する特例

- 飲食料品の販売を行う免税事業者は、**令和9年4月1日の属する課税期間中**(例えば、個人事業者であれば令和9年末まで)に**「課税事業者選択届出書」を提出**すれば、その課税期間から**課税事業者となることができます。**



- ✓ この特例を適用する場合、令和9年1月1日から課税事業者となり、**1月から3月までの飲食料品の販売については、税率8%が適用**されます。また、令和9年及び令和10年の**2年間は課税事業者**となります。
- ✓ ただし、**インボイス発行事業者の登録を受ける場合、課税期間の途中**(例えば、税率引下げにあわせて令和9年4月1日)**から課税事業者となることができる経過措置**もあります。

4 簡易課税から一般課税(本則課税)になるための届出に関する特例

- 飲食料品の販売を行う簡易課税事業者は、**令和9年4月1日の属する課税期間中**(例えば、個人事業者であれば令和9年末まで)に**「簡易課税制度選択不適用届出書」を提出**すれば、その課税期間から**一般課税により申告することができます。**
- また、簡易課税を選択した場合、2年間はその適用を継続する必要がありますが、飲食料品の販売を行う簡易課税事業者の**令和9年4月1日の属する課税期間**については、**この2年間の継続適用要件**(いわゆる2年縛り)**は適用しない**こととされます。

飲食料品の販売を行う簡易課税事業者について、**税額の計算方法に関する特例**が設けられます。

5 簡易課税制度の計算方法の特例

※ 2割特例・3割特例を適用する場合も同様です。

- 簡易課税制度を適用して申告する場合、業種区分にかかわらず、**飲食料品の販売**(1%対象)**に係る売上税額と同額の仕入税額を計上することとされます**(この場合、その他の売上税額にみなし仕入率を乗じた額との合計額を仕入税額控除します。)。

計算例

	みなし仕入率	売上金額
・飲食料品の小売	【第2種(80%)】	2,000万円(税20万円)
・雑貨などの小売	【第2種(80%)】	300万円(税30万円)

税率1%



売上税額 50万円(20万円+30万円) − [飲食料品に係る仕入税額 20万円(売上税額と同額) + みなし仕入率による仕入税額 24万円(30万円×80%)] = 納付税額 6万円

飲食料品の販売を行う事業者について、**中間申告税額を軽減できる特例**が設けられます。

6 中間申告制度の特例

- 令和9年4月1日以後に開始する中間申告対象期間に係る中間申告を行う場合、その**直前課税期間の飲食料品に係る売上げ・仕入れに税率1%**(引下げ後の消費税率)**が適用されたものとしたときの消費税額に基づく中間申告税額**(国、地方の税額。税額がなければゼロ。)を記載した、**仮決算による中間申告書を提出**することができます。
  - ✓ 消費税率引下げの終了時においても、直前課税期間の飲食料品に係る売上げ・仕入れに税率8%が適用されたものとして中間申告税額を計算できる特例が設けられます。

価格表示について、**値札の貼り替え等に係る事務負担に配慮した特例**が設けられます。

7 飲食料品の総額表示義務の特例

- 税率引下げに対応した総額表示に直ちに対応することが困難な事情がある場合、**令和9年2月1日から5月31日までの間は、飲食料品について、実際の支払額と誤認させない掲示等をしていることを条件に、税率8%又は1%での総額表示をしておくことが認められます**(新旧税率の混在による表示も認められます。)。
  - ✓ 「困難な事情」とは、例えば、「夜間の値札の貼り替え作業に対応できない」、「カタログや商品パッケージ自体に価格が印字されている」等の理由から、税率変更時に適切な税率での総額表示が間に合わない場合が該当します。
  - ✓ 消費税率引下げの終了時(令和11年2月1日から5月31日)においても同様の特例が設けられます。

◆ 消費税率引下げに関する一般的なお問い合わせは、以下で受け付けています。

消費税軽減税率・インボイスコールセンター
専用ダイヤル 0120-205-553
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く。)

◆ そのほか、消費税率引下げについて、詳しくは国税庁ホームページの特設サイトをご覧ください。

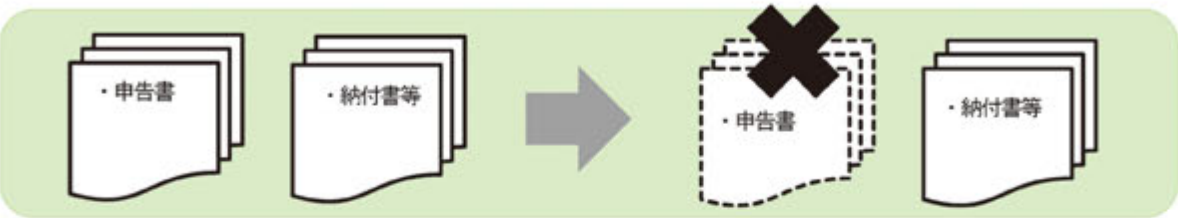
消費税率引下げサイト

【山梨県からのお知らせ】

紙の申告書の事前送付を見直します

○ 令和８年１１月送付分から、**eLTAX（エルタックス）により電子申告を行っている法人への紙の申告書の事前送付を取りやめます。**

○ eLTAX への申告データの事前送付および紙の納付書送付は引き続き行います。



1. 対象法人　　**直近事業年度において eLTAX により電子申告した法人**

2. 変更後の送付物　　**紙の納付書**、県からのお知らせ 等

3. 変更時期　　**令和８年１１月送付分から**（令和８年１２月申告納付分）

4. その他のお知らせ

✓ **eLTAX のメッセージボックスをご確認ください！**

eLTAX への申告データの事前送付は引き続き行います。メッセージボックスのお知らせをご確認いただき、電子申告をお願いいたします。

また、電子申告とあわせて、電子納税もご利用いただけます。ぜひご活用ください。

✓ **便利な eLTAX をご活用ください！**

山梨県では、eLTAX を利用して、インターネットによる電子申告、電子申請・届出の受付を行っています。対象法人以外の法人のみなさまも、便利な eLTAX をぜひご活用ください。

✓ **電気供給業や医療法人等に関するご案内や各様式は県のホームページからダウンロードできます！**

紙の申告書に同封していた電気供給業や医療法人等に関するご案内や各様式の送付については、令和８年４月より取りやめました。

必要に応じて県のホームページからダウンロードをお願いいたします。

各種申告書、納付書、様式等についても山梨県ホームページに掲載しています。

山梨県 申告書　法人 様式	検索

■ **eLTAX（エルタックス）の手続きについて**

eLTAX ホームページ　https://www.lta.go.jp/

eLTAX サポートデスク（TEL）0570-081459（全国一律市内通話料金）

上記の電話番号で繋がらない場合（TEL）03-6745-0720（通常通話料金）

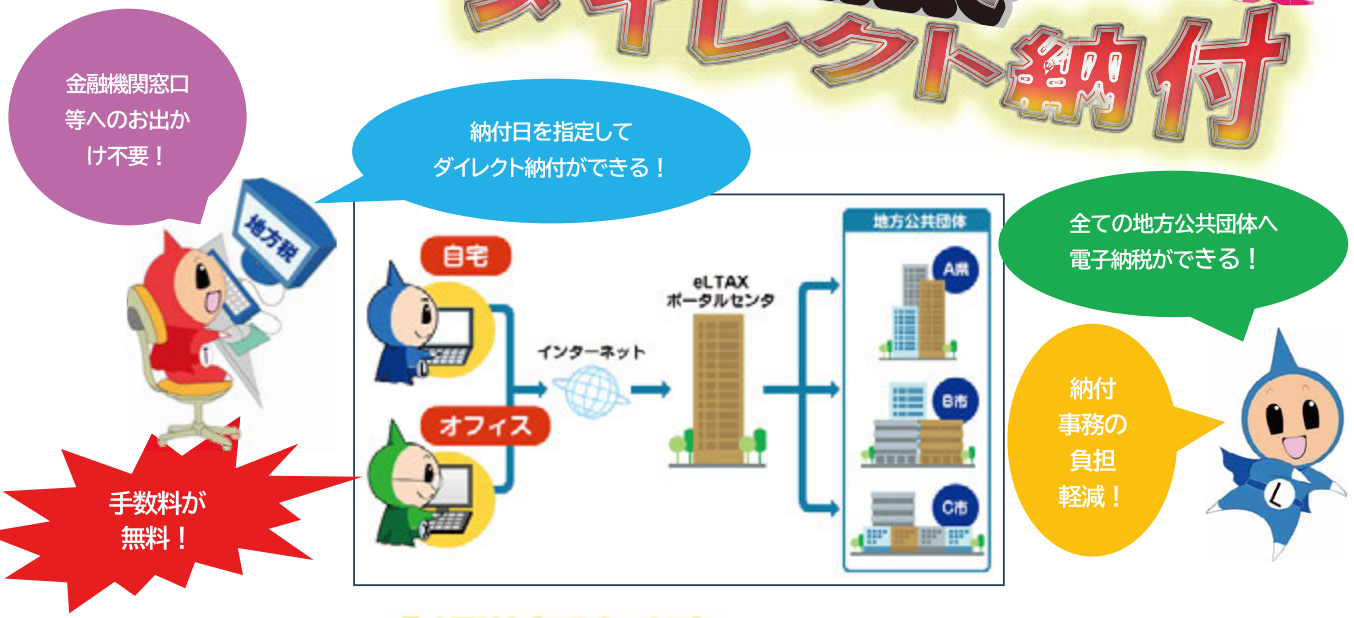
■ **事前送付の見直しについて**

山梨県総務部税務課企画・課税担当　TEL055-223-1386

山梨県総合県税事務所　事業税課　法人担当　TEL055-261-9116

山梨県からのお知らせ

法人県民税・法人事業税 eLTAXで ダイレクト納付



地方税共同機構が運営する『eLTAX』(エルタックス)を利用すると、県税の納付を自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンからワンストップで行うことができます。

事前に登録した金融機関口座を指定して、県税を直接納付(ダイレクト納付)することができます。納付日を指定して納付することもでき、手数料はかかりません。

STEP1	STEP2	STEP3	STEP4
開始届出書を提出	ID・暗証番号を取得	eLTAX 対応ソフトウェアを取得	納付データを作成・送信・納税

※既に法人事業税等を電子申告している場合は『STEP3』からとなります。



■法人県民税
■法人事業税
■特別法人事業税
■県民税利子割
■県民税配当割
■県民税株式等譲渡所得割　など

■法人市町村民税
■固定資産税(償却資産)

eLTAX について更に詳しい情報は
《eLTAX ホームページ》
https://www.lta.go.jp

◆事業所訪問による eLTAX 等の利用開始支援＆個別相談会◆

県では、税務署、市町村、金融機関等と連携し、職員が事業所を直接訪問して eLTAX や e-Tax(国税電子申告・納税システム)のソフトウェア等のインストールや口座振替依頼書の作成などを支援しています。また、eLTAX や e-Tax の導入に関するお悩みや疑問点などにお答えする個別相談会も金融機関の店舗等で開催しています。興味のある方は、ぜひ下記お問い合わせ先に御連絡ください。



【お問い合わせ先】山梨県総務部税務課　TEL:055-223-1386

作品募集の審査会

「小学生の税に関する習字展」





審査員：河野嘯風 先生、土橋雨邨 先生、宮川香花 先生、細田華流 先生、渡辺繡香 先生の５名の書道教室の先生

「税に関する絵はがきコンクール」





審査員：小熊 甲府税務署長、関 会長、篠原 女性部会担当副会長、雨宮 女性部会長

作品の展示のお知らせ

「小学生の税に関する習字展」入賞作品

優秀賞の作品の展示予定場所

展示場所	展示期間
イオンモール甲府昭和 ２階さくらブリッジ	令和８年11月４日（水）～11月17日（火）
甲府駅北口ペデストリアンデッキ	令和８年11月10日（火）～11月18日（水）
甲府合同庁舎　１階（甲府駅北口）	令和８年11月11日（水）～令和９年10月
甲府法人会館　２階	令和８年11月11日（水）～令和９年10月

優秀賞の作品及び佳作の展示予定場所

展示場所	展示期間
山梨中央銀行　柳町支店	令和８年11月20日（金）～12月９日（水）
山梨県立図書館	令和８年12月10日（木）～12月24日（木）
甲府市役所　１階　市民活動室	令和９年１月６日（水）～１月12日（火）
韮崎市交流センター（ニコリ）	令和９年１月19日（火）～１月31日（日）
ＹＣＣ県民文化ホール	令和９年２月８日（月）～２月22日（月）
山梨県立男女共同参画推進センター（ぴゅあ総合）	令和９年３月11日（木）～３月24日（水）

「税に関する絵はがきコンクール」入賞作品

展示場所	展示期間
イオンモール甲府昭和 ２階さくらブリッジ	令和８年11月４日（水）～11月17日（火）
甲府駅北口ペデストリアンデッキ	令和８年11月10日（火）～11月18日（水）
甲府法人会館　２階	令和８年11月24日（火）～令和９年10月
山梨県立図書館	令和８年12月10日（木）～12月24日（木）
韮崎市交流センター（ニコリ）	令和９年１月19日（木）～１月31日（日）
山梨県立男女共同参画推進センター（ぴゅあ総合）	令和９年３月11日（木）～３月24日（水）

※甲府合同庁舎、甲府法人会館、金融機関は、土曜日・日曜日・祝祭日は休日のためご覧いただけません。
※優秀作品の紹介は、次号（令和９年１月発行）に掲載いたします。

新入会員紹介（令和8年7月～9月）　（順不動・敬称略）

有限会社 メディア韮崎
代表者　三枝　槙悟
業　種　広告代理業
住　所　韮崎市水神2-10-20
ＴＥＬ　0551-22-6789　ＦＡＸ　0551-22-5802

株式会社 アルビス
代表者　小林　秀規
業　種　労働者派遣、有料職業紹介
住　所　中央市下三條550
ＴＥＬ　055-274-5140　ＦＡＸ　055-273-3936
ＵＲＬ　https://arbis.co.jp

株式会社 ヒデ興業
代表者　津島　秀樹
業　種　はつり・解体工事業
住　所　甲府市伊勢2-18-15
ＴＥＬ　0553-39-9220　ＦＡＸ　055-235-6915
ＵＲＬ　https://www.hidekogyo.com



素朴屋 株式会社
代表者　今井　久志
業　種　建設業
住　所　北杜市大泉町西井出1878
ＴＥＬ　0551-30-7817
ＵＲＬ　https://sobokuya.com

株式会社 ナカザワプラントサービス
代表者　中澤　正人
業　種　建設業
住　所　南アルプス市六科632-2
ＴＥＬ　090-1056-6157　ＦＡＸ　055-288-0282

株式会社 峡北金属
代表者　韓　翔
業　種　産業廃棄物運搬
住　所　北杜市須玉町若神子2798-1
ＴＥＬ　0551-55-0058　ＦＡＸ　0551-55-0058

アップライズ
代表者　重岡　一己
業　種　環境循環水洗トイレの製造販売
住　所　甲府市朝日1-7-14
ＴＥＬ　055-288-1341　ＦＡＸ　055-288-1342
ＵＲＬ　https://asuthia.net

女性部会・青年部会に入会しませんか？



女性部会と青年部会では、ともに活動する部会員を募集しております。

毎年全国各地で行われる「全国女性フォーラム」や「全国青年の集い」への参加や、甲府税務署管内の小学校へ出向いての「税金教室」など、様々な活動を通じて部会員同士楽しく活動を行っております。

お問い合わせは、事務局までご連絡をお待ちしております。
（甲府法人会事務局TEL：055-237-7774）

研修会等予定

○決算法人説明会
11月18日（水）山梨県立青少年センター
令和9年1月28日（木）山梨県立男女共同参画推進センター（ぴゅあ総合）
【内容】
・法人税・消費税の申告について
・源泉徴収事務においての留意点
・事業者のデジタル化促進について

○新設法人説明会
令和9年1月26日（火）甲府法人会館
【内容】
・設立にともなう手続きと税金の申告・納税について
・日常の取引に係る法人税法上の取扱いについて
・源泉徴収事務について
・事業者のデジタル化促進について

○源泉部会講習会
「知らないと損する！源泉所得税のポイント総整理」
（第5回）11月5日（木）アピオ甲府タワー館
【内容】
・年末調整事務
（第6回）令和9年1月21日（木）アピオ甲府タワー館
【内容】
・給与所得者の確定申告

発行所　公益社団法人　甲府法人会
広報委員長　太田　丈三
甲府市中央4丁目12番21号
TEL 055-237-7774
印刷所　株式会社　内田印刷所
発行日　令和8年10月29日

資産形成と保障のハイブリッド

ツミタス+

見通しのきかない未来に、堅実で 柔軟な 安心を。

特長1 増やす

将来に向けた資金を着実に増やすことができます。
一定期間経過した後に解約した場合、解約払戻金は
お払込みいただいた保険料より多く受け取れます。

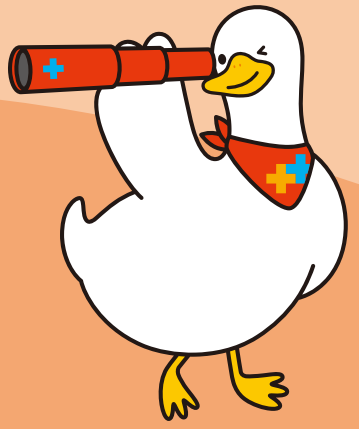
⚠ 保険料払込期間中の解約払戻金は、ほとんどの場合、既払込保険料を下回ります（ご契約内容によっては、保険料払込期間満了後であっても、一定期間は解約払戻金額が累計払込保険料を下回る場合があります）。

特長2 選んで備える

将来、介護・死亡・医療・年金の保障を選んで備えることができます。
加入時に決める必要はなく、将来、自身が必要な保障にあわせ、
コースを選択することができます。

介護　死亡　医療　年金

※コース変更時における保障額が所定の金額を下回る場合などには、ご希望のコースへの変更を取り扱えない場合があります。



特長3 健康状態を問いません

加入時も、将来コースを選択する際も、
健康状態に関する告知は不要です。

※今までに公的介護保険制度の要支援・要介護の認定を受けたことがある、または、申請中の場合はお申込みいただけません（加入後に同様の状態に該当した場合は、「介護重点保障コース」への変更はできません）。

ご契約例



契約者・被保険者
男性30歳

基本保険金額 500万円

月払保険料（個別／団体取扱） 7,255円

- 保険期間：終身
- 保険料払込期間：60歳払済
- 保障移行可能年齢：60歳
  ［各コースへ変更が可能になる年齢］
- 累計払込保険料：2,611,800円

イメージ図 「介護保障・死亡保障」をそのまま継続した場合

⚠
- 介護保険金は、公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態に該当していると認定されたときにお支払いします。
- 戻り率は、戻り率＝解約払戻金額÷累計払込保険料×100として表示しています。戻り率はご契約内容などによって異なります。
- 解約払戻金をお受取りいただいた場合、その後の保障はありません。
- 記載の商品内容および保険料などは2026年6月22日現在のものです。

◎記載以外の保険料などについては募集代理店までお問い合わせください。　◎詳しくは「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受保険会社

Aflac アフラック

山梨支社　〒400-0031 山梨県甲府市丸の内2-30-2 甲府第一生命ビルディング2F

法人会用フリーダイヤル 0120-876-505

資料請求は
お気軽にどうぞ!　アフラック 法人会　検索

AFアツ課-2026-0107　4月7日　2608018